

平成25年度新・地域再生マネージャー事業（助成事業、調査・相談事業）
に係る支援業務委託
企画募集要領

1 実施趣旨

（財）地域総合整備財団（以下「財団」という。）の実施する新・地域再生マネージャー事業（以下、「本事業」という。）において、地域再生には、地域住民の意識を醸成し、地域住民が主体となった持続可能な仕組みを地域に構築することが必要である。また、地域再生を具現化するためには、「地域が自立的に行動し、ビジネスを拡大し、雇用に結びつける仕組み」の構築も必要となるが、そこへ至るまでには長い時間を要する。

こうした認識の下、本事業は、地域再生を目指す市区町村に対し、その課題に応じて各分野での知識やノウハウを有する地域再生マネージャー等の外部の専門的人材（以下「外部人材」とする）を派遣し、それぞれの課題解決への支援を行うものである。

財団において実施する以下の業務の一部について、委託を行うものであり、事業者を募集するものである。

2 業務の内容

仕様書（別紙1）に基づく新・地域再生マネージャー事業（助成事業、調査・相談事業）の遂行に対しての支援業務

3 委託期間

契約締結の翌日より平成26年3月31日までの期間とする。

4 提案限度価格

23,500,000円（税込）

5 応募資格

- (1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4第1項(同令第167条の11第1項において準用する場合を含む。)の規定に該当しないこと。
- (2) 官庁（国の全ての機関）から、指名停止又は一般競争参加資格停止若しくは営業停止（以下「指名停止等」という。）を受けている期間に該当しない者であること。なお、官庁からの指名停止等を受けているのが、会社（法人）の本店・支店・営業所等のいずれであっても応募資格はない。
- (3) 本業務を円滑に遂行できる安定的かつ健全な財務能力を有すること。

6 企画提案書等の提出

(1) 提出期限

平成25年1月28日(月)(当日消印有効)

持参の場合は、午後5時必着

(2) 提出書類

次の書類を各1部提出すること。

- ①業務実績（主として助成金事業の支援実績）
- ②業務実施体制（複数名の専門家により体制を組むとともに、責任者を明示する）
- ③見積書（直接経費含む）
- ④その他

(3) 応募方法

持参又は簡易書留で郵送によること。(eメール、ファックスは不可)

(4) 提出先及び問い合わせ先

(財)地域総合整備財団 地域再生部 藤田 勝彦

〒102-0093 東京都千代田区平河町 2-5-6 TEL03-3263-5736

7 選考方法

(1) 選考

企画提案を受けて(財)地域総合整備財団 地域再生部で選考を実施する。

(2) 選考基準

以下の基準により、審査を行い、その総合得点が最も高い者を委託者として決定とする。

① 企画提案内容は本事業を十分理解してその趣旨と合致しているか(20点)

② 本事業の実施に十分な能力及び体制を有しているか。(60点)

過去に類似の事業を実施した実績があり、本事業に関する専門性を有するか。また、地域再生部との連絡調整や打ち合わせなどに適切に対応できるか。

- ・担当者が新・地域再生マネージャー事業に関する十分な専門性を有しているか。
- ・担当者が類似事業に関する十分な実績を有しているか。
- ・業務を確実、円滑に実施するための実施体制、連携体制を有しているか。

③ 見積価格が適正であること。(10点)

見積りの内容が的確であり、提案限度価格の範囲内で見積りが行われているか。業務内容を鑑み、最低価格を上限価格の4分の3を目処とする。

④ その他特に優れた点があること。(10点)

その他、特に加算すべき優れた内容が認められること。

(3) 選考結果の通知

平成25年2月上旬に、応募者全員に文書で通知する。

8 企画提案に係るその他事項

(1) 企画提案に要する費用の負担

応募者負担とする。

(2) 応募書類の返却の可否

返却は行わないため、応募者は、あらかじめ提出書類の写しを保管すること。

(3) 成果品の帰属

(財)地域総合整備財団